

教育委員会会議提出議案

第31号

「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」の策定について

このことを別案のとおり提出する。

令和3年12月3日
教 育 長

理由

本県公立義務教育諸学校における不登校児童生徒支援を推進するため、福岡県不登校児童生徒支援グランドデザインを策定するもの。

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン (第1版)

～多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して～

令和3年12月

福岡県教育委員会

< 目 次 >

I. 不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について	2
1. 全国の状況	2
2. 不登校児童生徒に対する支援に関する法律や国の通知等	4
II. 福岡県における不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について	8
1. 福岡県の状況	8
2. これまでの取組の内容と総括	11
3. 「教育機会確保法」等を踏まえた福岡県教育委員会としての責務	13
4. 支援の視点と学校教育の意義・役割	14
III. 取組強化の方向性と具体的な施策について	16
1. 取組強化の方向性	16
2. 不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像について	16
3. 新たに実施する取組や充実させる取組について	18
4. 継続して実施する取組について	23
5. 基本指針に掲げられた施策と福岡県の施策の対応関係	33
6. 不登校支援に関する施策のフォローアップについて	34
IV. 不登校施策に関する法令及び通知等（参考資料）	別冊

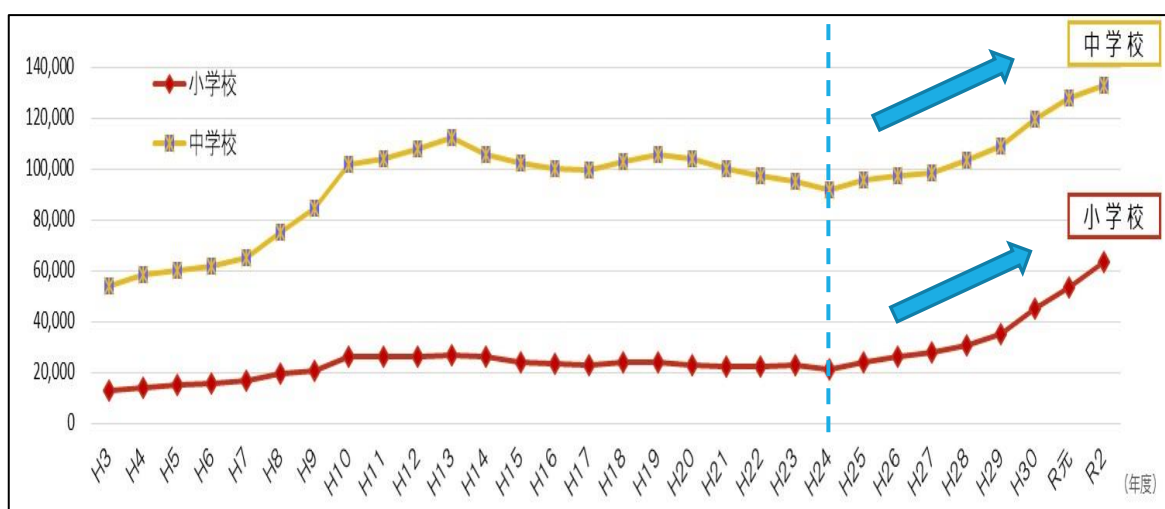
I. 不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について

1. 全国の状況

○不登校児童生徒の状況

「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」によると、全国の小・中学校における不登校児童生徒数は、年々増加しており、このような状況は平成24年度から継続しています。

学年毎に見ていくと、学年が上がるにつれて、不登校児童生徒数が増加しており、特に小6から中1の間に新たな不登校が大幅に増加しています。



令和2年度：239,178人
(前年度 231,372人)

小学校：63,350人 (100人に1人)

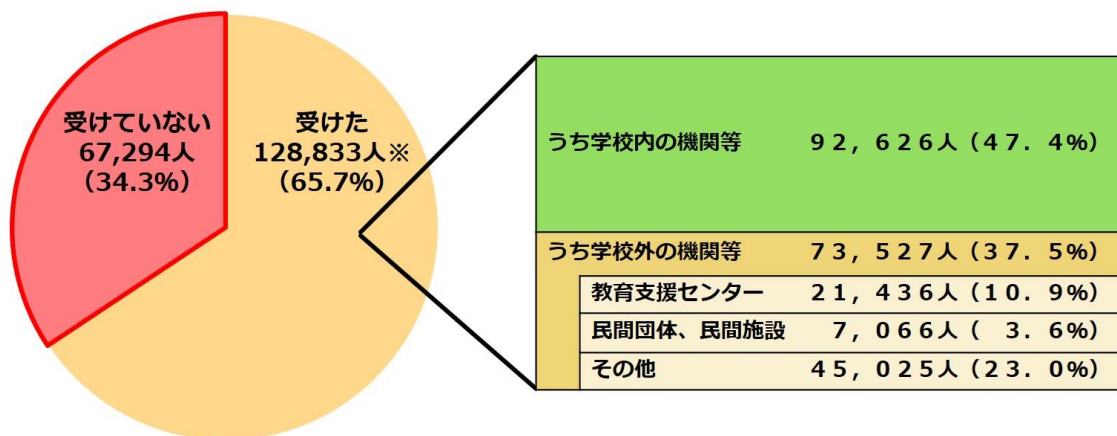
中学校：132,777人 (24人に1人)

高等学校：43,051人 (72人に1人)

(注) 不登校の定義は、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、「何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいはしたくともできない状況にある者」

○小・中学校の不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

不登校児童生徒への支援の状況については、学校内又は学校外で相談・指導等を受けている児童生徒は65.7%にのぼる一方で、相談・指導等を受けていない児童生徒が34.3%存在しています。



※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので、それぞれの人数の合計とは一致しない

文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

○公立小・中学校における不登校の要因

不登校の要因については、「本人に係る状況」が最も多く59.1%となっていますが、複数の要因や背景が考えられる場合もあり多様化、複雑化しています。そのため、不登校児童生徒が抱える様々な課題を適切に把握し、学校をはじめとする多様で適切な教育機会を確保して、きめ細かな支援を行っていく必要があります。

			不登校児童生徒数	学校に係る状況								家庭に係る状況			本人に係る状況		左記に該当なし	
				いじめ	めいじめをめぐり友人関係を	教職員との関係をめぐり	学業の不振	進路に係る不安	のクラブ活動、部活動等への不適応	学校のきまり等をめぐり	の入学、転編入学、進級時の不適応	変化した生活環境の急激な	親子の関わり方	家庭内の不和	び生活リズムの乱れ、あそ	無気力・不安		
公立	小・中合計	主たるもの	(人)	190,533	369	20,226	2,368	10,205	1,447	747	1,490	6,100	5,555	17,003	3,350	22,942	89,751	8,980
公立	小・中合計	主たるもの	(%)	***	0.2	10.6	1.2	5.4	0.8	0.4	0.8	3.2	2.9	8.9	1.8	12.0	47.1	4.7
公立	小・中合計	主たるもの以外にも当てはまるもの	(人)	***	193	8,894	2,155	15,834	2,261	1,047	1,632	3,152	3,627	18,390	3,933	15,593	19,520	***
公立	小・中合計	主たるもの以外にも当てはまるもの	(%)	***	0.1	4.7	1.1	8.3	1.2	0.5	0.9	1.7	1.9	9.7	2.1	8.2	10.2	***

文部科学省「令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

2. 不登校児童生徒に対する支援に関する法律や国の通知等

不登校児童生徒が年々増加している状況等を受けて、国は、平成28年12月に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「教育機会確保法」という。）を公布しました。

その後、教育機会確保法の規定に基づいて、文部科学省令、基本方針及び関係通知が示されて、不登校児童生徒への支援の在り方について方向性が提示されてきました。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の公布について」（平成28年12月22日付け通知）

【ポイント】教育機会確保法の公布に当たり以下のことが示されました。

- ◎ 教育機会確保法の目的
- ◎ 教育機会確保等に関する施策を総合的に推進するための基本指針を文部科学大臣が定めること
- ◎ 国及び地方公共団体が講じ、又は講ずるよう努めるべき施策

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律第二条第三号の就学が困難である状況を定める省令について」（平成29年2月16日付け通知）

【ポイント】不登校児童生徒の定義が示されました。

- ◎ 「不登校児童生徒」とは、「相当の期間学校を欠席する児童生徒であって、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるもの」をいう。
- ◎ 文部科学大臣が定める状況は、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、児童生徒が出席しない又はすることができない状況（病気又は経済的理由による場合を除く。）とする。

「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実について」（平成29年3月28日付け通知）

【ポイント】不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実に努めるよう求められています。

- ◎ 教育委員会・学校と民間の団体等が連携した支援の充実
- ◎ 家庭にいる不登校児童生徒への支援の充実
- ◎ 支援のための体制整備

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針の策定について」（平成29年4月4日付け通知）

【ポイント】教育機会の確保等に関する基本的事項及び不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等として、以下の点について示されました。

- ◎ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等の意義・現状
- ◎ 基本指針の位置付け ◎ 基本的な考え方
- ◎ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
- ◎ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月25日付け通知）

【ポイント】これまでの不登校施策に関する通知を整理し、以下の内容について、まとめられました。

- ◎ 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方
- ◎ 学校等の取組の充実 ◎ 教育委員会の取組の充実

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

I. 総則（第1条～第6条）

【議員立法 平成28年12月14日公布】

目的 教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

II. 基本指針（第7条）

- 1 文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
- 2 作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

IV. 夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

- 1 地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
- 2 都道府県及び区域内の市町村は、1の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる
構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

V. 教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

- 1 実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
- 5 学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備
- 2 国民の理解の増進
- 3 人材の確保等
- 4 教材の提供その他の学習の支援

III. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

- 国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める**
- 1 全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
 - 2 教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
 - 3 不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
 - 4 学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
 - 5 学校以外の場での多様な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

VI. その他

- 1 公布日から2月後に施行（IV.は、公布日から施行）
- 3 政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後3年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要） （平成29年3月31日 文部科学大臣決定）

1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状

○ 基本指針の位置付け

○ 基本的な考え方

・ 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等

➡ ◆ 魅力あるより良い学校づくりを目指すこと

◆ 不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと

◆ 就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要

・ 夜間中等等における就学の機会の提供等

➡ ◆ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
国、地方公共団体、民間の団体の相互の密接な連携の下で施策を実施

◆ 不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
◆ 不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと 等

2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

・ 魅力あるより良い学校づくり

・ いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

・ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

・ 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

➡ ◆ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進 等

・ 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

➡ ◆ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援 等

・ 不登校等に関する教育相談体制の充実

➡ ◆ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進 等

3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

○ 夜間中等等の設置の促進等

・ 設置の促進

➡ ◆ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進

・ 既設の夜間中等等における教育活動の充実

・ 自主夜間中学に係る取組

○ 夜間中等等における多様な生徒の受入れ
義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○ 調査研究等

○ 国民の理解の増進

○ 人材の確保等

○ 教材の提供その他の学習支援

○ 相談体制等の整備

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

- ・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること
- ・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2 学校等の取組の充実

- ・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること
- ・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること
- ・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3 教育委員会の取組の充実

- ・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること
- ・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること
- ・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を指すもの**であり、かつ、**不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施している**と評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること
- ★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が**現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合**、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

- ★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること
- ★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること
- ★訪問等による対面指導が適切に行われること
- ★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること
- ★校長は、対面指導や学習活動の状況を十分把握すること
- ★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること



Ⅱ. 福岡県における不登校の現状と不登校児童生徒に対する支援について

Ⅰ. 福岡県の状況

○不登校児童生徒数について

令和2年度における福岡県内公立小中学校の不登校児童生徒数は9,565人で、小学校3,318人、中学校6,247人となっています。福岡県内公立小・中学校の1,000人当たりの不登校児童生徒数は、全国を上回るペースで増加しています。



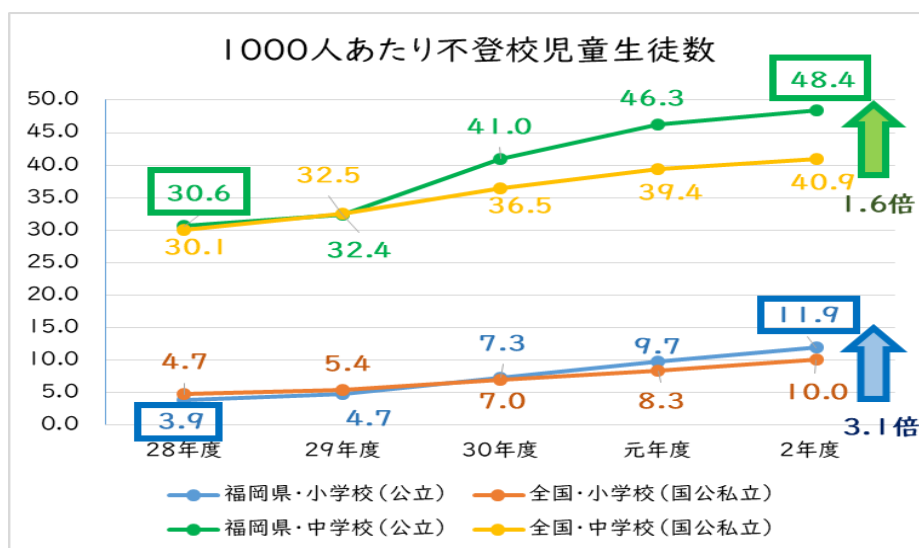
県内公立小中学校の不登校の状況（単位：人）

	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
小学校	1,076	1,299	2,025	2,706	3,318
中学校	4,006	4,177	5,190	5,889	6,247
計	5,082	5,476	7,215	8,595	9,565

令和2年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（文部科学省）

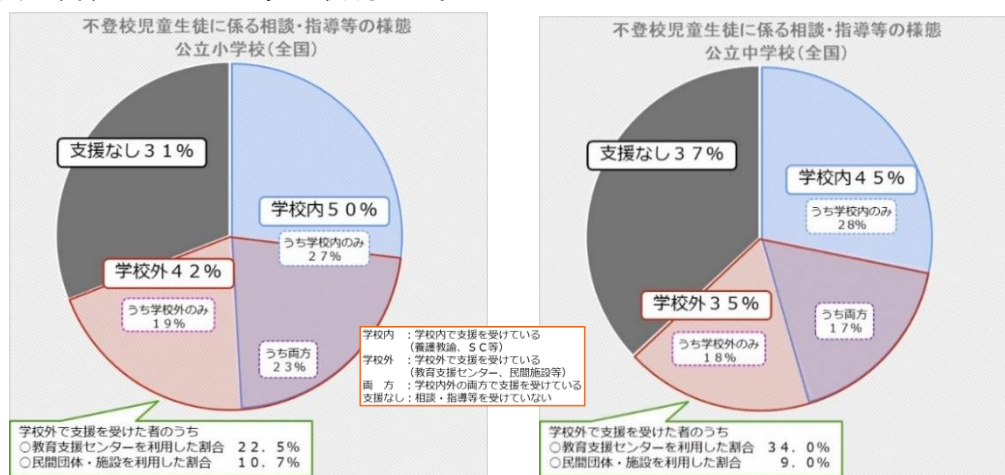
（注）平成29年度調査までは、「その他」に該当する者のうち、「不登校」の要因が含まれている場合は、「その他のうち、不登校の要因を含んでいる者」として計上していたが、平成30年度調査からは、計上しないこととなっている。

小学校と中学校とを分けて推移を見ると、4年前（平成28年度）と比較して中学校では1.6倍、小学校では3.1倍となっており、小学校での不登校児童の出現率が大きく伸びていることが注目されます。



○不登校児童生徒に対する相談・指導等の割合

円グラフは「不登校児童生徒に係る相談・指導等の様態」（全国値）を示したものです。学校内外での相談・指導等を受けていない不登校児童生徒の割合は、全国では小学校で31%、中学校で37%存在しています。福岡県の割合は小学校では33%、中学校では41%となっており全国の割合よりもやや多い状況です。

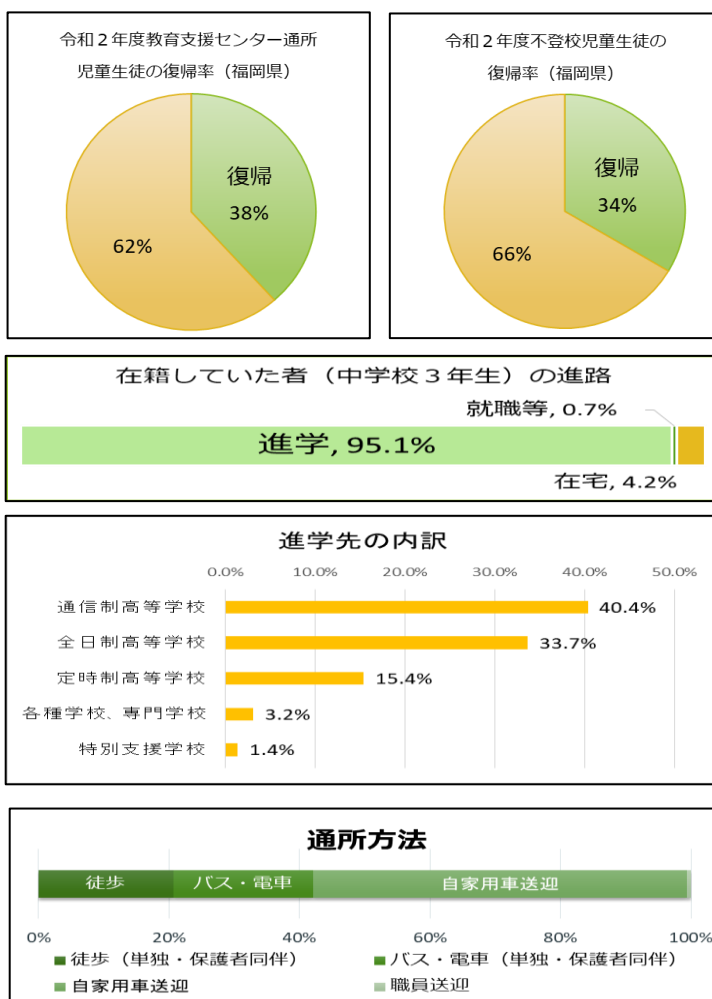


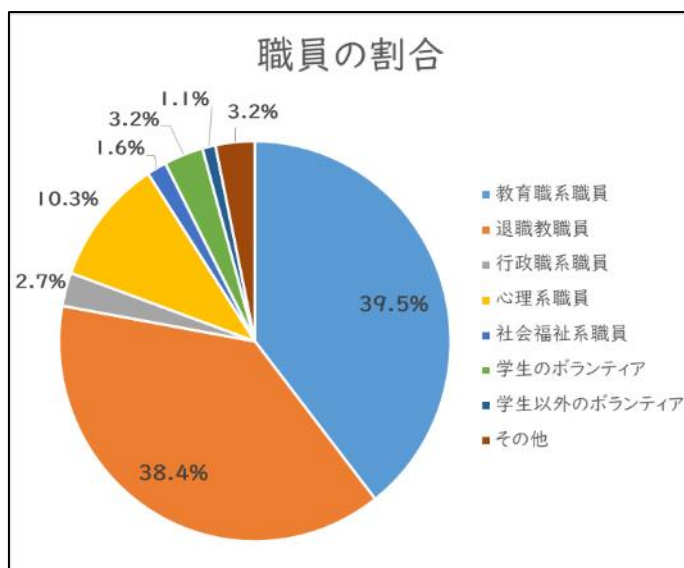
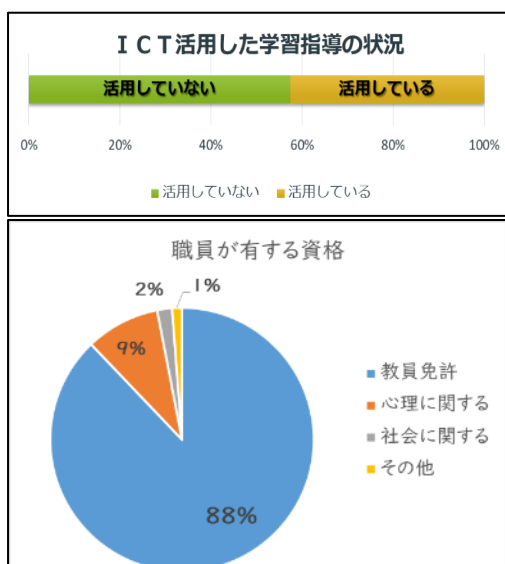
○県内の教育支援センター等の状況について

福岡県における教育支援センター等（適応指導教室を含む。）を設置済みの市町村は45市町（指定都市を含む。）で設置率は75%となっています。教育支援センター等の設置は進んできており、右の円グラフのとおり通所児童生徒の学校復帰率は、福岡県における不登校児童生徒全体の学校復帰率と比べて、高い割合を示しています。

また、在籍していた中学校3年生のうち、進学・就職した生徒は、95.8%となっており、社会とつながり、その後の進路を切り拓く上で重要な役割を果たしているといえます。

教育支援センター等へ徒歩で通所しているのは全体の20%程度で、多くの児童生徒は、公共交通機関の利用や保護者による送迎などにより、長距離の通所をしている現状もあります。





また、ICTを活用している教育支援センター等は全体の50%以下です。職員の約80%が教育職系職員及び退職教職員であり、心理や社会福祉の専門資格を有する職員は10%以下という状況です。

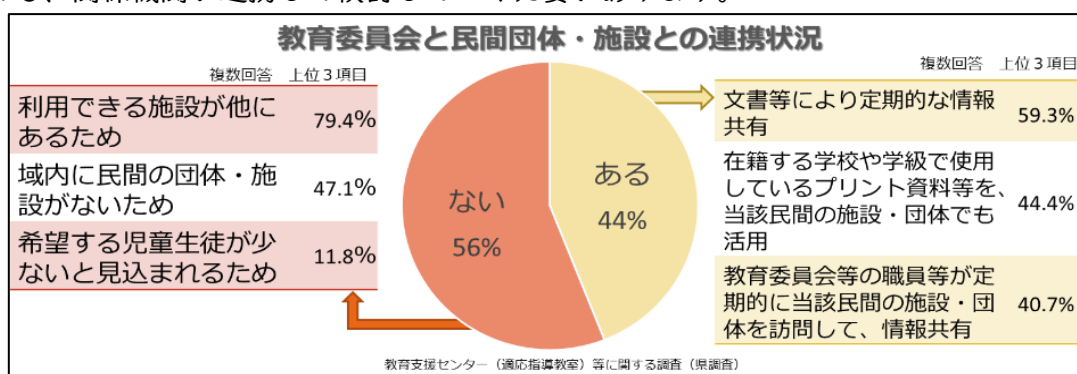
教育支援センターについては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月31日文科科学省）において、設置の促進や機能強化を推進することが明記されていますが、設置の義務や設置基準等の法令はありません。各市町村では独自に設置するほか、近隣の市町村の施設や民間の施設と連携して受け入れを行っていたり、学校内の適応指導教室で対応していたりと、様々な形態や内容で支援体制の構築が進められていますが、不登校児童生徒の支援の中核となる教育支援センター等の果たす役割が重要となるため、機能の強化・向上が必要であるとされています。

○教育委員会と民間団体・施設との連携について

民間団体・施設との連携については、27市町村（45%）が実施しており、具体的な連携内容については、以下の図の通りですが、多くは情報共有や資料提供にとどまっており、さらに学校、教育委員会、民間団体・施設との連携を充実させる必要があります。

また、連携ができていないと回答した教育委員会のうち80%が教育支援センター等の利用できる他の施設があることを挙げており、約47%が地域に民間の団体・施設がないため連携していないと回答しています。

不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援において、教育委員会や学校と民間団体・施設とが連携して相互に協力・補完することの意義は大きいと、切れ目のない支援体制の構築についても、関係機関が連携して検討していく必要があります。



2. これまでの取組の内容と総括

(1) これまでの取組概要（各取組の詳細についてはP23以降を参照）

- 不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、継続した支援）として、
 - ・ 不登校が生じないような学校づくり「福岡アクション3」、不登校の未然防止と支援のための家庭の取組「保護者のアクション3」、「不登校予防診断チェックリスト」の活用、校内適応指導教室等における支援
- 児童生徒及び保護者の不安・悩みの解消・軽減を主目的として、
 - ・ 子どもホットライン24の設置、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の活用
- 不登校の解消・改善を主目的として、
 - ・ 不登校対応「マンツーマン方式」
- 不登校生徒の学校復帰を目的として、
 - ・ 「不登校児童生徒復帰支援事業」（令和元年度終了）
- 効果を上げている学校の取組を県下に周知するとともに、支援が必要な学校に対して不登校の未然防止・早期対応の組織的な取組を推進する目的として、
 - ・ 不登校の未然防止・早期対応の5つの視点（リーフレット）
 - ・ 不登校に関する学校支援プロジェクト等の取組を実施してきました。



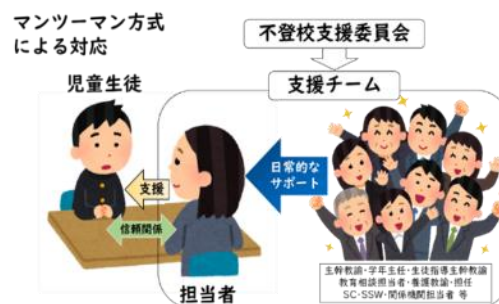
年度	対策	令和2年度における成果等
H11～26	ヤングアドバイザー	H26年度：派遣人数63人、派遣回数1,115回
H13～	子どもホットライン24	24時間電話対応、相談件数5,242件
H13～	スクールカウンセラー	R2年度から 全小・中・義務教育学校に配置 相談件数65,530件（R2実績）
H14～	マンツーマン対応	実施率 小100%・中100% （小中によるマンツーマン個票の引継ぎH30～）
H16～30	児童の欠席状況調査	小中連携の強化、不登校の未然防止、提出率99.8%
H20～	スクールソーシャルワーカー	県内9市町に配置、支援対応人数283人 市町村単費（県1/3補助）を含め、55市町村が 配置しており、97.5%の中学校区に対応
H22～24	不登校児童支援事業	実践事例集の配布
H23～25	不登校中学生復帰支援事業	第2回、本事業参加者の不登校の解消・復帰率 39.0%（県・国より高い）、実践事例集の配布
H26	中1不登校等対策強化事業	強化指定7市町、うち出現率が前年度より減少4町
H27～28	不登校児童生徒学校等復帰支援事業	不登校児童生徒に対する個別の指導計画及び支援 計画案の作成
H29～R1	不登校児童生徒復帰支援事業	官民連携による不登校児童生徒に対する支援の在 り方の枠組づくり（成果リーフレットを配布）
R2～	不登校に関する学校支援プロジェクト	効果を上げている学校の取組について情報収集し、 取組のポイントを県下に周知（「5つの視点リーフ レット」を作成・配布）するとともに、支援が必要 な学校に対して不登校の未然防止・早期対応の組織 的な取組を推進

(2) 不登校を未然に防ぐ取組

- 各学校において、欠席しがちな児童生徒の情報共有を行い、個別の支援を行うとともに、学校に来やすい環境づくりを行います。
- 児童生徒の悩み等に対して適切に相談できる体制作りを行うとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等外部の専門家を活用しています。
- 児童生徒の欠席状況や対応状況等の情報を共有するための小中連絡会及び中高連絡会を行い、学校を休みがちな児童生徒の早期把握及びきめ細かな早期の対応に努めています。
- 人間関係づくりや体験活動などの豊かな人間性を育む教育活動を充実させ、児童生徒が登校したくなるような魅力ある学校づくり、学級づくりや集団づくりを行っています。

(3) 不登校になった児童生徒に対する取組

- 小・中学校においては、最も信頼関係が深い教師を中心に支援をするマンツーマン方式での対応を行っています。
- 学級に入れない児童生徒については、校内適応指導教室等を活用し、学校における個別支援を行っています。
- 小・中学校においては、学校には登校できていない児童生徒に対して、学校外に設置している教育支援センター等への通所を促すほか、教育・医療・福祉の関係機関と連携して社会的な自立を促しています。



(4) 取組の総括

小・中学校ともに学校内での支援は約49%と全国平均よりも高い割合を示しており、学校復帰率も約34%と全国よりも高い割合を示していることは、これまでの取組について一定の成果が表れていると評価しています。

ただし、不登校児童生徒の総数は増加傾向にあり、学校内外での相談・指導等を受けていない不登校児童生徒が一定数存在しているという現実もあることから、一層支援を充実させる必要があると考えています。

また、小学校段階からの不登校が増加していることや、不登校の要因に発達上の課題が影響しているとの指摘があることなども踏まえて、幼児教育段階からのアプローチや特別支援教育的なアプローチについても研究を進める必要があると考えています。

3. 「教育機会確保法」等を踏まえた福岡県教育委員会としての責務

教育機会確保法第3条では、以下のような5つの基本理念が示されています。



- 1 全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
- 2 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
- 3 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
- 4 義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわらず、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
- 5 国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

教育機会確保法第5条では、「地方公共団体は、第3条の基本理念にのっとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされています。これを踏まえて、福岡県教育委員会では、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省）を参酌した必要な措置として、この「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」を策定することとしました。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（文部科学省）においては、「不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項」として、次に掲げる施策等を実施することとされています。

- (1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
 - ① 魅力あるより良い学校づくり
 - ② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
 - ③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
 - ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
 - (ア) 状況の把握
 - (イ) 組織的・計画的な支援
 - (ウ) 登校時における支援
 - ② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
 - (ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等
 - (イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援
 - (ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援
 - (エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援
 - (オ) 経済的支援
 - (カ) 情報提供
 - ③ 不登校等に関する教育相談体制の充実



4. 支援の視点と学校教育の意義・役割

○支援の視点について

これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理されてまとめられた「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文科科学省）では、次のような支援の視点が示されています。

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく」という文言を読む際には、不登校をめぐる社会認識や対応方針の変化の経緯を踏まえる必要があります。

これまでは、学校を中心として、不登校の未然防止・早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行い、学校への復帰を最善の目標としてきました。このような学校の努力により学校への復帰を果たせた不登校児童生徒も多く、これまでの取組の成果であると評価できます。

その一方で、何らかの理由により学校に復帰出来ない場合や学校との繋がりが希薄になってしまった場合も多く、その様な不登校児童生徒に対して、どのように教育の機会を確保していくかが課題となっていました。そして、教育機会確保法が公布され、学校に登校しているかいないかに関わらず、児童生徒が社会的に自立し、主体的に進路を切り拓いていくことができるように、支援を行う必要があることが強調されるようになりました。

このような経緯を踏まえて、これまでの学校を中心として学校への復帰を最善の目標とする不登校児童生徒支援から、学校内での支援はもちろん教育支援センターや民間団体・施設等の学校外の施設での支援とも連携しながら、「児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す」不登校児童生徒支援へと、支援の在り方を「拡張」していくべきことを強調する趣旨の文言であると理解する必要があります。不登校児童生徒支援における学校の役割が「後退」したり、責任の所在が学校外の施設に「移行」したりといった趣旨で、理解するべきものではありません。

また、「支援の視点」の次には、「学校教育の意義・役割」が次のように示されています。



○学校教育の意義・役割について

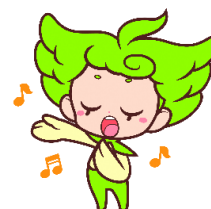
特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

まず冒頭に、学校教育の意義・役割を改めて掲げた上で、その一層の充実を図るための取組の重要性が明記されています。このことから、教育機会確保法の公布後の不登校児童生徒支援においても、学校教育の果たす役割が極めて大きいとされていることが確認できます。そして、不登校児童生徒支援の基本的な流れや段階について言及されています。

まずは、学校において、児童生徒が不登校になった要因を的確に把握し、関係者との情報共有、組織的・計画的な支援策の策定、進路の選択肢を広げる支援に取り組むこととされています。その上で、児童生徒の才能・能力に応じ、希望を尊重した上で、適当と認められる場合には、学校外での施設での支援やICTを活用した学習支援などの社会的自立への支援を行うこととされています。



○福岡県における不登校児童生徒への支援について

福岡県教育委員会では、このような通知の趣旨を踏まえて、学校での「新たな不登校を生まないための取組」と学校内外での「不登校児童生徒への支援」の両方を大切にしていきます。まず、学校教育の意義・役割を踏まえつつ、福岡県の学校でのこれまでの取組の蓄積を生かして、不登校を生まない学校づくりを継続して実施し、更に充実させていきます。そして、不登校の児童生徒に対する学校内での支援として、マンツーマン方式による対応や専門スタッフと協働した取組を継続しつつ、ICTを活用した学習支援を更に充実させていきます。

その上で、どうしても学校に馴染めない児童生徒については、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目標として、不登校児童生徒への支援を行っていきます。

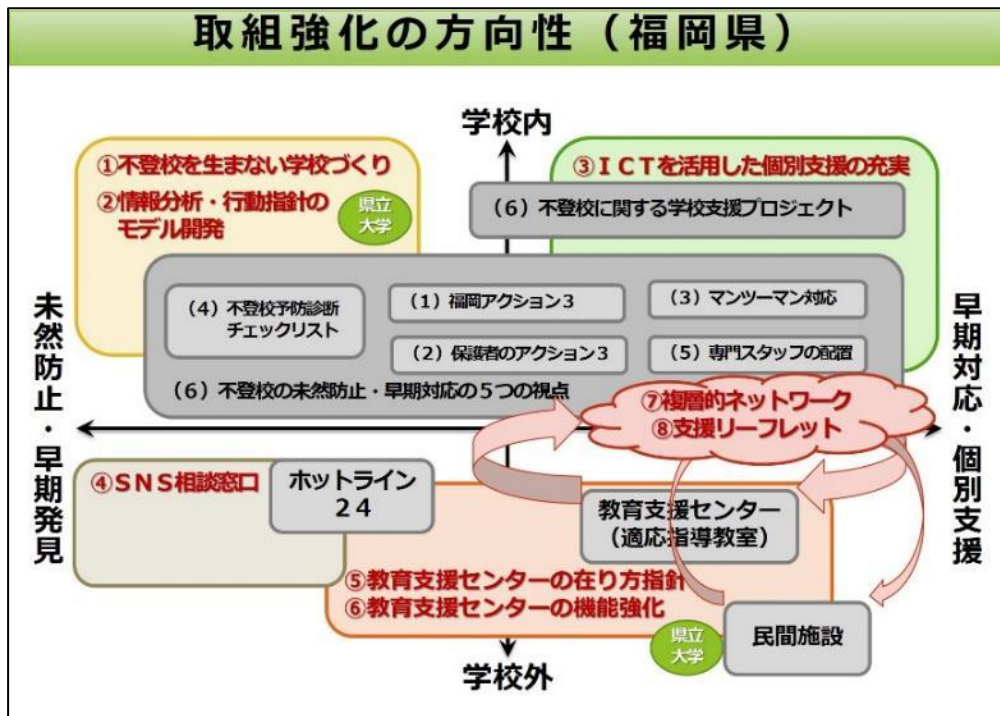
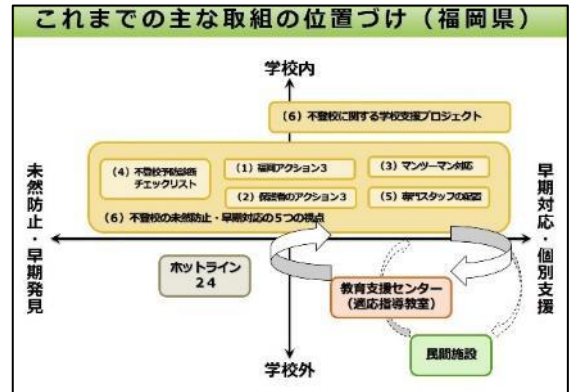
さらに、社会的自立への支援を行うために、本人の希望を尊重した上で、教育支援センターやフリースクール等の関係機関と連携した支援体制の充実を推進します。

Ⅲ. 取組強化の方向性と具体的な施策について

Ⅰ. 取組強化の方向性

Ⅱ－２「これまでの取組の内容と総括」に記載のとおり、これまでは学校を中心として、不登校の未然防止・早期発見の取組や早期対応・個別支援の取組を行ってきました。しかしながら、Ⅱ－１「福岡県の状況」に記載のとおり、１，０００人あたりの不登校児童生徒の数は全国を上回るペースで増加しており、相談・指導等の支援を受けていない不登校児童生徒の割合は全国よりやや多い現状があります。また、Ⅱ－４「支援の視点と学校教育の意義・役割」に記載のとおり、不登校児童生徒への支援の在り方は大きく変化しています。

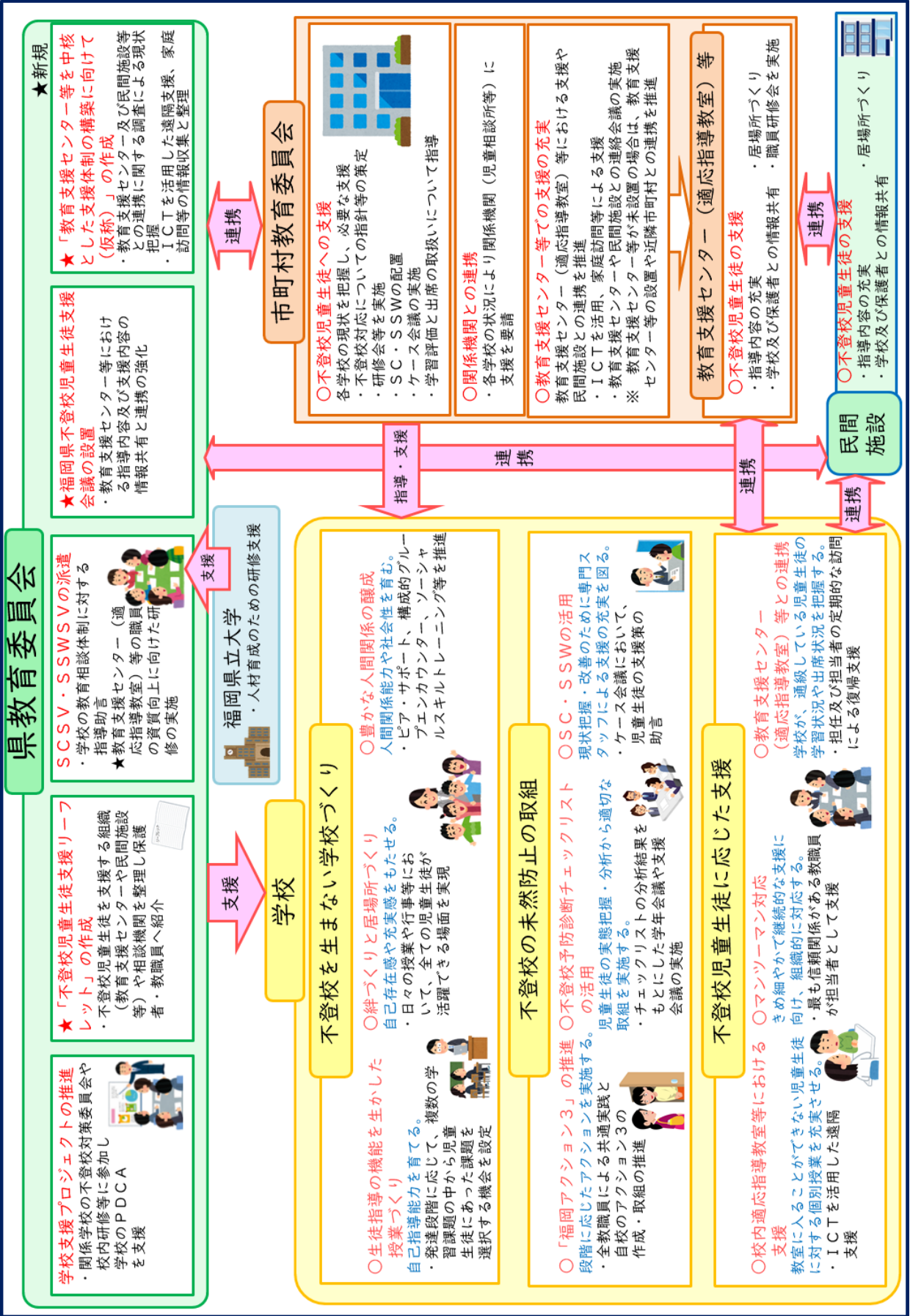
下の図は、縦軸を学校内と学校外に、横軸を未然防止・早期発見と早期対応・個別支援として取組を整理したものです。これまで一定の成果を上げている取組を継続して実施しつつ、新たな取組が必要な領域を充実させていきます。



Ⅱ. 不登校児童生徒支援グランドデザインに基づく取組の全体像について

次頁の図では、学校・市町村教育委員会（教育支援センター等）・県教育委員会・民間施設の連携と、それぞれの役割や取組を示しています。学校内での取組は継続して行いながら、学校外での取組の充実を図り、すべての不登校児童生徒が多様で適切な学びができるように支援していきます。

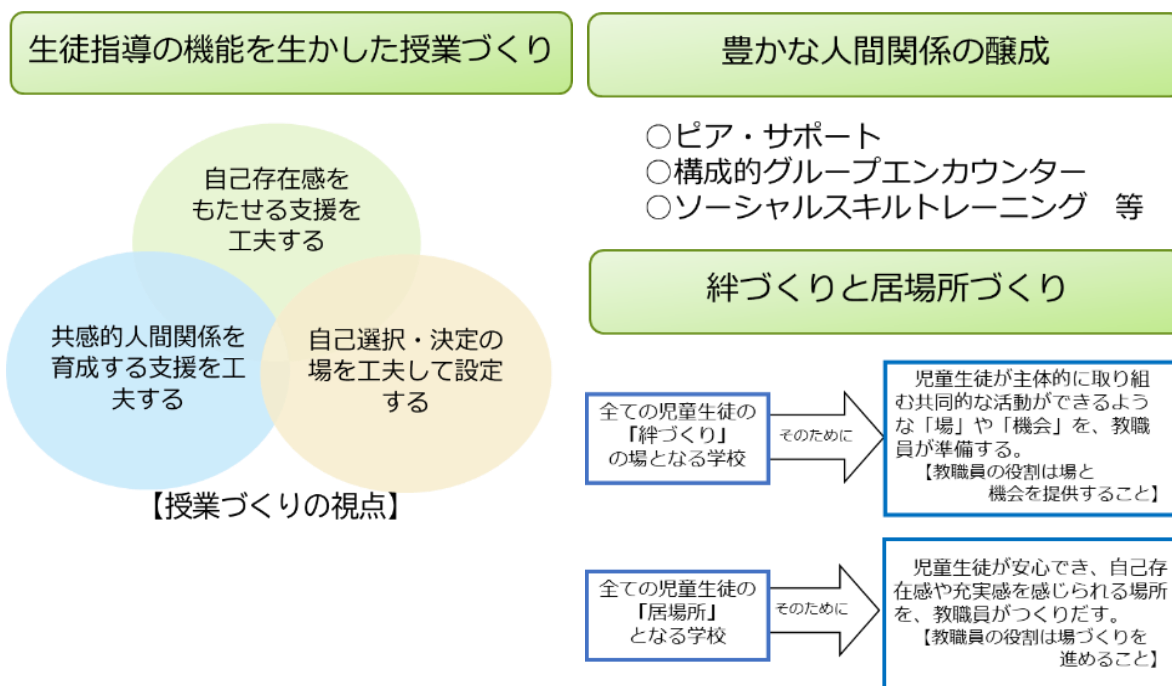
不登校児童生徒支援グラウンドデザインに基づく取組の全体像



3. 新たに実施する取組や充実させる取組について

① 不登校を生まない学校づくり

- ・ 生徒指導の機能を生かした授業づくりを推進する。
- ・ 学校生活において児童生徒が互いに認め合える場面を実現する絆づくり、学級や学校がどの児童生徒にも安心できる場所となる居場所づくりを推進する。
(令和3年度ファクトファインディング調査を作成 P19参照)
- ・ ピア・サポートや構成的グループエンカウンター等、豊かな人間関係の醸成に向けた教育活動を推進する。



② 情報分析・行動指針のモデル開発

(福岡県立大学委託事業「不登校児童生徒社会的自立支援事業」)

- ・ 不登校減少には2つのルート
すでに不登校になっている子どもの数を減らす(個別支援)
あらたに不登校になる子どもの数を減らす(行動指針)
 - ・ 行動指針づくりにはデータ分析が必要
 - ・ データ分析には個別データが必須
 - ・ 行動指針作りは学校単位が効果的
- (福岡県立大学説明資料より)

福岡県立大学と協力して、県内モデル中学校区での情報分析と行動指針のモデル開発に取り組んでいきます。その上で、学校教員や教育支援センター職員等に向けた研修等を充実させていきます。

「実情を把握するためのファクトファインディング調査」

FF調査を活用して、未然防止の取組を充実させましょう。



FF調査 (ファクトファインディング調査) で居場所づくりと絆づくりを!

ICTを活用するとデータの収集や分析が短時間でできる!



客観的データを基に取組の分析や改善ができる!

福岡県教育委員会では、様々な実態調査やアンケートを作成しています。これらは児童生徒の実情を把握 (FF=ファクトファインディング) するために活用できます。詳しくは次のページを!

 福岡県教育委員会

未然防止で重要となる P. E. A. C. E. メソッド



これは、準備 (Preparation)、教育 (Education)、計画策定 (Action Planning)、対処 (Coping)、評価 (Evaluation) が次のサイクルの Preparation に相当) の5段階に沿って取組を進めるもので、PDCAサイクルと比べ、計画に先立つ部分をよりいねいに行う点に特長があります。すなわち、①P段階で現状把握のための実態調査を行うこと、②その調査結果に基づいて、E段階で教職員全員が参加する話し合いを持つこと、③その中でA段階の目標設定や計画立案が行われること、がPDCA サイクルとは大きく異なる点です。

つまり、客観的なデータに基づいた計画立案のプロセスに教職員全員を参加させることで確実な共通理解を図ろうとする点が、教職員全体で取り組むことが期待されている今の日本の生徒指導の取組に、とりわけ未然防止が求められる問題事象に対する取組に適していると言えます。

「問題事象の未然防止に向けた生徒指導の取り組み方」
(国立教育政策研究所生徒指導研究センター 平成22年6月)

ICTを活用したFF調査

FF調査① 不登校予防診断チェックリスト (児童生徒用)

15分~20分程度 (教職員用、保護者用を併用することで詳細な分析が可能)

<目的>

- 多様な側面から子どもの兆候を発見する
- 教員の日々の教育活動を振り返る
- 日々の家庭の状況を把握する

<できること>

- 子どもの現状や不登校の兆候を分析できる
- 学校 (学級) の取組の成果と課題を教職員で共有できる
- 家庭での子育ての状況や学校との連携を把握できる

新たな不登校を生まない取組のために

FF調査③ 生活アンケート (いじめに係る調査)

調査項目は学校の実情に合わせて変更可

<目的>

- いじめの発見と早期対応を行う

<できること>

- 毎月1回の調査からいじめの早期発見ができる

いじめの発見と早期対応のために

ICT活用のメリット

- 回答はデータで収集される Excel等で編集できる。
- 保護者へのアンケート調査もWeb上で実施できる。

集計や分析もICTで働き方改革!

Googleフォームを活用することで調査を簡単にかつ迅速に実施できます

FF調査② 学校生活・環境多面調査 (B)

(A、Cを併用することで詳細な分析が可能) 20分~30分程度

<目的>

学級におけるいじめをはじめとする諸問題に対する、学級での取組を更に充実させる

<できること>

- 「集団的支援力」と「個人的対応力」を分析できる
- 「取組認知度」から学校の取組について評価改善できる
- 「いじめの実態」が把握できる

学級の雰囲気づくりや人間関係づくりのために

FF調査④ 不安や悩みに関するアンケート

調査項目9問・10分程度で実施

<目的>

- 悩みを持つ児童生徒やヤングケアラーの疑いがある児童生徒への支援を行う

<できること>

- 悩みの有無や相談状況の把握ができる
- ヤングケアラーの疑いがある状況を把握できる

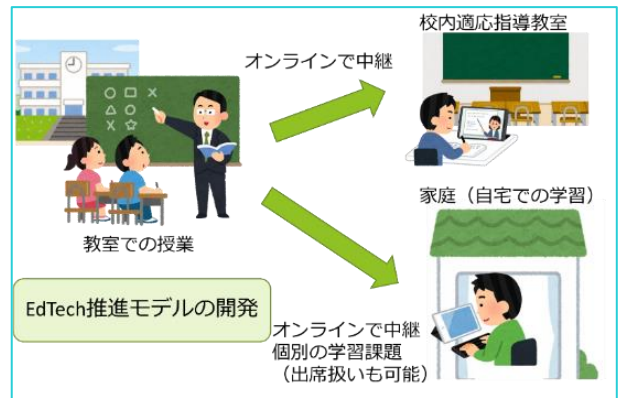
個人の悩みに寄り添うために

利用を希望する場合は、「Googleフォーム利用申請書」を所管の教育事務所教育相談室へ提出してください。各教育事務所教育相談室よりGoogleフォームのURLを送付します。

③ ICTを活用した個別支援の充実

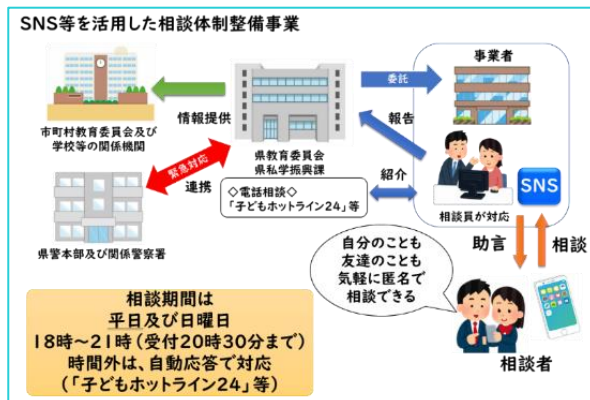
教育支援センターや校内適応指導教室で学習する児童生徒に、学校の授業を配信したり、自宅で学習する児童生徒に、学校や教育支援センター等の教職員がオンラインで支援したりする体制の充実を推進します。

また、不登校児童生徒に対する支援の充実を含めた重点課題研究として、EdTech推進モデルの開発を進める事業を行います。



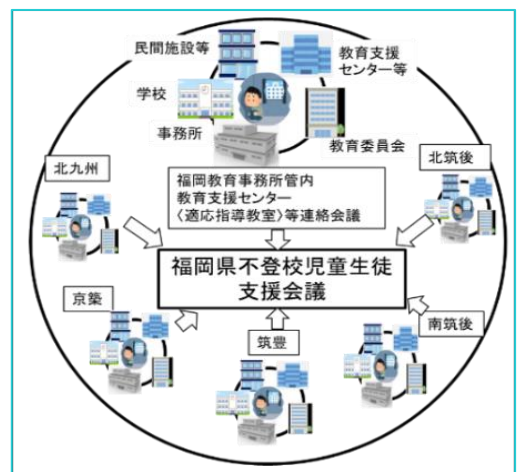
④ SNS相談窓口「福岡県児童生徒の悩み相談窓口」

小中高校生のコミュニケーション手段にSNSが普及していることを踏まえ、いじめを含め様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談窓口を開設しています。即時に応答する双方向システムである「LINE」を活用し、原則として土曜日以外の毎日、相談を受け付けています。なお、相談時間は18時から21時（受付終了20時30分）までです。



⑤ 教育支援センターの在り方・機能の確認

- 「福岡県不登校児童生徒支援会議」の設置
教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であることから、不登校支援に関する有識者、市町村教育委員会及び教育支援センター等、そして、民間団体・施設等の関係者からなる福岡県不登校児童生徒支援会議を設置します。



- ・ 「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて（仮称）」の作成
各市町村教育委員会における教育支援センター等の設置や機能強化に向けた検討の参考資料となるように、「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文部科学省）の「（別添4）教育支援センター整備指針（試案）」を参考としつつ、教育支援センター等に期待される役割や機能、福岡県内外における先進的な取組事例などをまとめた「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて（仮称）」を作成し、市町村教育委員会へ通知します。

⑥ 教育支援センター職員の資質向上

教育支援センター等の職員のうち心理や社会福祉の専門資格を有する職員が10%以下であることを受け、支援に関わる職員への研修を充実させます。そのために、県が配置しているスクールカウンセラースーパーバイザーやスクールソーシャルワーカースーパーバイザーを研修講師として派遣することや、県立大学に研修モデルの作成を依頼することで職員の専門性を高めていきます。

⑦ 複層的なネットワーク構築

これまでの三層によるネットワークに教育支援センターを加えることで、校区ネットワークを充実させます。また、各教育事務所管内の教育支援センター会議を実施するなど、地区ネットワークにおける支援センター間の情報交換などを進めていきます。

不登校児童生徒を取り巻く生活環境の改善や、医療的な支援、特別支援教育の視点による支援といった個別の状況が、不登校の要因と複雑に関係している現状を踏まえると、福祉・医療・特別支援教育の関係機関と連携して支援を行うことが重要です。

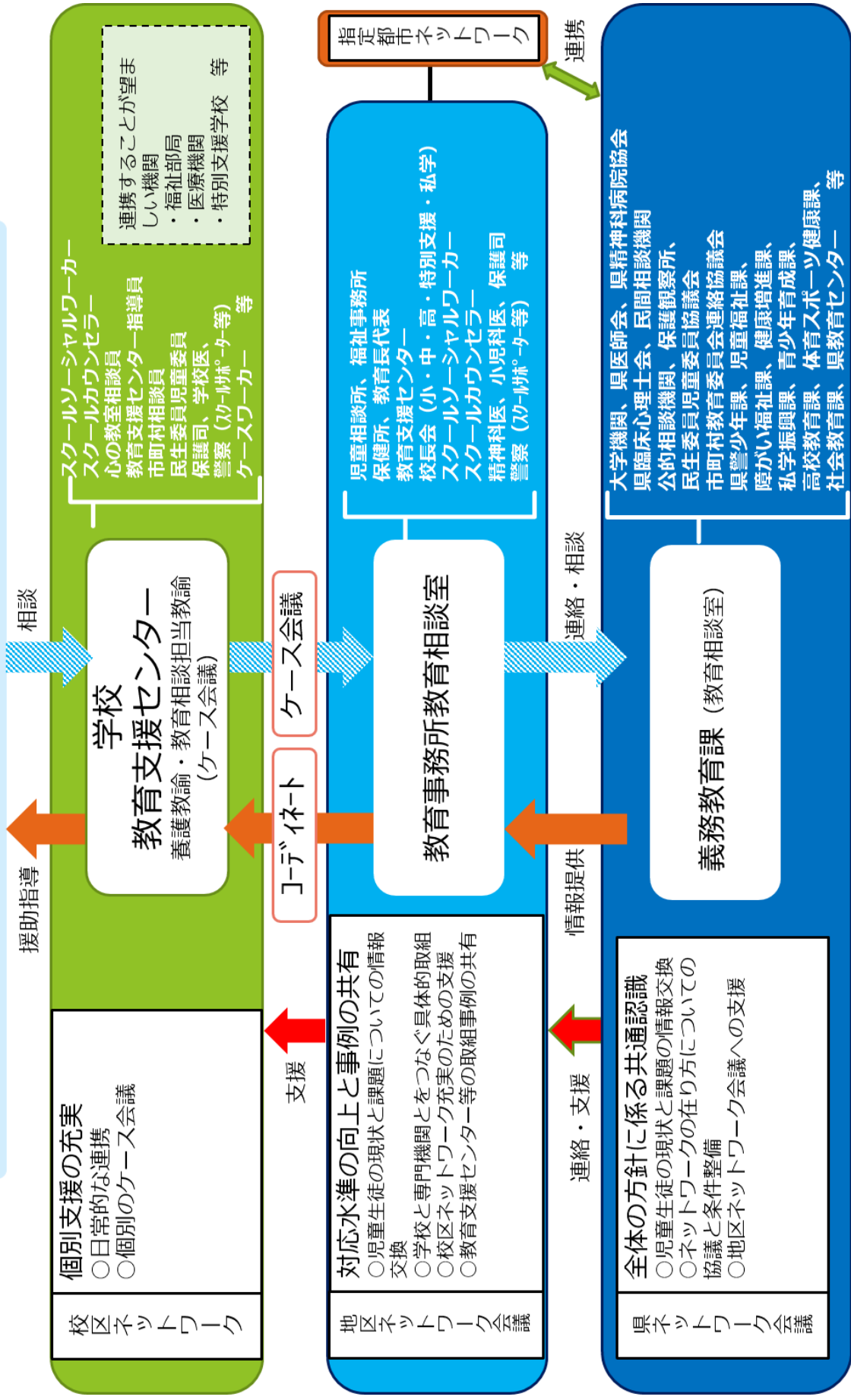
県教育委員会は、各市町村における福祉部局や児童相談所、地域の医療機関、特別支援学校等が連携して支援を行った事例について、「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて（仮称）」を作成し、連携の強化を推進していきます。（P22「ネットワーク構想図」参照）

⑧ 支援リーフレット

不登校の捉え方や支援の在り方、社会的自立に向けて支援する組織（学校・市町村教育委員会・福岡県教育センター・教育支援センター等・民間施設等の役割及び各種相談機関等を記載した不登校児童生徒支援リーフレット「多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して」を作成し、各市町村教育委員会及び学校に配布します。

ネットワーク構想図

子ども・保護者



4. 継続して実施する取組について

①福岡アクション3

「福岡アクション3」は、不登校が生じないような学校づくりに向けて、不登校対策の3つの視点（未然防止、早期発見・早期対応、不登校児童生徒への支援）に基づき、「3つのステージ」に分けて重点的に取り組むべきことを整理し、多くの学校で実践されている「すぐできる」「必ずできる」「みんなのできる」取組等を「3つのアクション」として示したものです。

福岡アクション3!!

「福岡アクション3」は、県内全ての学校において、共通して実施すべき取組を明確化し、不登校対策の重要性について理解を深め、きめやかな取組の充実を図り、不登校の課題の解決を目指すものです。

ACTION3!! を全ての学校で実践しましょう!

「福岡アクション3」は、不登校対策の**3つの視点**（未然防止、早期発見・早期対応、不登校児童生徒への支援）に基づき多くの学校で実践されている取組を3つのステージに整理し、各ステージに**3つのアクション**を設定しています。また、これらのアクションは次に掲げる3つの特徴を備えています。(1.実施容易)

1 すぐできる 具体的な、即実行できる
2 必ずできる 負担感が少なく、誰でも必ずできる
3 みんなのできる 組織的・計画的・継続的にできる

※「福岡アクション3」の詳細については、毎年夏学期に県教育委員会が通知している「児童生徒の生徒指導上の課題の未然防止及び対応について」の中で説明しています。

ACTION3!! を基に、全ての教職員で取り組みましょう!

不登校児童生徒への支援は、喫緊の教育課題であり、この課題の解決に向けて全力で取り組む必要があります。その際、不登校の児童生徒をきむ全ての児童生徒に対して、全ての教職員で行う組織的な取組が有効です。そこで、学校における取組を促進するために、「**福岡アクション3**」に基づき実践しましょう。

① 実態分析 ② 共通理解 ③ 合意形成 ④ 共通実践 ⑤ 評価・見直し

1 不登校に関する自校の実態・課題を分析する。
 2 「福岡アクション3」について、全ての教職員で共通理解を図る。
 3 全ての教職員での合意形成の下、実践する。
 ① 目標・指標・取組を明確に
 ② 全ての教職員で実践する。
 ③ ちょっとした打合せや情報共有を大切にして実践しよう!
 ④ 小さな成果を褒めよう!
 ⑤ うまくいかない部分は修正も検討しよう!
 4 指標の達成度に基づき取組について評価し、必要に応じて見直しを行う。
 5 各校独自の「〇〇学校アクション3」の策定を目指そう!

福岡県教育委員会

不登校が生じないような学校づくり!!

ACTION3!!

「すぐできる!」「必ずできる!」「みんなのできる!」

ステージ1 未然防止のアクション

朝のアクション

- 5分早く教室へ(児童生徒の出迎え)
- 顔をみながら出席確認、言葉かけ
- 児童生徒の憂鬱なところを探してチャンスを見つけて、言葉かけ

昼のアクション

- 児童生徒と一緒にご飯を食べる
- 児童生徒と一緒に言葉かけ

夕のアクション

- 教室を出るのは最後に
- 遅刻・早退・欠席者がいたら、連絡忘れず
- 遅刻・早退・欠席状況のデータベース化

ステージ2 早期発見・早期対応のアクション

1日目のアクション

- 欠席1日で、必ず、様子をつうがう電話連絡
- 翌日の朝、笑顔で、言葉かけ

2日目のアクション

- 欠席2日で、安心感を与える電話連絡
- 欠席明けの朝、笑顔で、当該児童生徒への連絡の依頼
- 言葉かけ

3日目のアクション

- 欠席3日で家庭訪問し、保護者とじっくり話を
- 朝の会で、当該児童生徒のことを学級で話場に
- 学年教師に報告、欠席明けは、みんなで見守り、チャンスで言葉かけ

ステージ3 きめ細かくて継続的な支援のアクション

分担のアクション

- 支援チームの編成、マンツーマン対応の責任者の明確化
- 当該児童生徒に関する情報の整理と分析
- 短期(1か月程度)目標と役割分担、当番の具体策の決定

共有のアクション

- 当該児童生徒の小さな変化を探る
- 継続的に、短時間の打合せで情報共有

評価のアクション

- 「できていないことより」「できたこと」の評価を
- チーム編成や指導計画の検討と修正
- 支援の継続に関わる教職員同士の声かけや励まし

「福岡アクション3」は、ステージ1（未然防止のアクション）、ステージ2（早期発見・早期対応のアクション）、ステージ3（きめ細かくて継続的な支援のアクション）で構成されています。

②保護者のアクション3

「福岡アクション3」では学校での取組を中心に示していますが、新たな不登校の未然防止と支援のためには、家庭の協力がより一層必要であるため、家庭でどのように具体的に取り組んでいけばよいかをまとめた「保護者のアクション3」も併せて作成し、保護者へ配布の上、周知・啓発に取り組んでいます。

一緒に取り組もう!! 不登校の未然防止と 支援のための家庭の取組

保護者の アクション3!!

1 福岡県の不登校は増加傾向にあります!

本県では、不登校児童生徒数は増加傾向にあります。令和元年度は、8,000人を超え、大変深刻な状況です。

1 不登校はどの子供にも起こりうる!!

不登校は、その要因・背景に、学校、家庭、そして社会の様々な問題が複雑に絡み合っており、特定の子どもに特有の問題があることによっても起こるのではなく、どの子供にも起こる可能性があります。不登校の時期が休養や自分を見つめるなどの積極的な意味をもつことがある一方で、学習の遅れ等や社会的自立へのリスクが存在します。

1 家庭と学校が協力した支援を進めるために!!

子供のために家庭と学校が協力し合うことが大切です。登校しよるがある等、気軽に付いた段階で学校へ気軽に相談しましょう。また、学校ではスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門的な知識を有するスタッフと相談することができます。担任や教育相談担当者を通じて相談を申し込むことができます。さらに、欠席が続くようであれば、最寄りの教育支援センター(適応指導教室)等に相談することも有効です。学校や市町村(学校組合)教育委員会を通じて相談を申し込むことができます。

不登校への取組は、新たな不登校を生まないための取組と不登校になった児童生徒への支援の両方が大切です。生活や学習の場である家庭・学校を魅力あるものとし不登校を未然に防ぐ努力を徹底しながら、不登校の児童を示すなど初期の段階にある子供の変化に気づき、早期の対応を迅速かつ的確に行うことが重要であり、これには**家庭の協力がより一層必要**です。そこで、家庭で具体的にどのように取り組んでいけばよいかをまとめたものが、「保護者のアクション3」です(裏面参照)。ぜひ、学校と協力して、一緒に取り組みましょう。

福岡県教育委員会

不登校の未然防止と支援のための家庭の取組!

保護者の アクション3!!

すぐに、必ず、みんなで、取り組みましょう!

ステージ1 未然防止のアクション

- 1 **習慣**
- 2 **人間関係**
- 3 **自尊感情**

未然防止のアクション

- 早寝・早起きで规律し、朝を元気に起床をしましょう。」「しーの食事を」「1日のうち、決まった時間に机に向かふことを習慣づけましょう。」「着らきましょう。」「朝顔をしっかりと見ると、子供と話をしましょう。」「子供に、人間関係を築く経験をおまかせしましょう。」「勉強の友人として、勉強の友達と関係を築きましょう。」「機嫌が悪くても、「あなたは元気な存在である、ことを伝えましょう。」「学習に対する努力の姿勢や過程を認め、褒めましょう。」「家庭で役割を持たせ、家族に貢献できていることを実感させましょう。

ステージ2 早期発見・早期対応のアクション

- 1 **早期発見**
- 2 **早期対応**
- 3 **学校**

早期発見・早期対応のアクション

- 登校や出席日数(月)に異常に気づき、早めに相談をしましょう。」「ゲームやスマホなど子供の興味関心、遊びの傾向などに気づき、その傾向に関心を持ちましょう。」「子供が不調をおぼえたら心配している気持ちをお伝えしましょう。」「子供の生活リズムに変化を、早期に気づき、変化をさせましょう。」「不登校が不安な場合、無理にいきなり登校を促さず、様子を見ましょう。」「日頃から学校の連絡(しー)がけ目を通しましょう。」「遅れがちな場合、日頃から連絡をとり合いましょう。」「気がつくことがあつたら、早めに適切な様子を見守りましょう。

ステージ3 不登校になった場合のアクション

- 1 **受容**
- 2 **支援**
- 3 **連携**

不登校になった場合のアクション

- 子供とじっくり話し、話を聴きましょう。」「無理にせず、子供の小さな子供の気持ちを受け止めて、まごころを伝えましょう。」「変化を認め、受け止めます。」「不登校の理由を、子供からゆっくりと聞き出しましょう。」「文書化した上で、関係者に伝えてください。」「生活を見守りましょう。」「1人で抱え込まず、家族をはじめ周りの人に協力をお願いします。」「積極的に学校と連絡を取り、適切な対応を学校に伝えましょう。」「スクールカウンセラーなどの専門員や教育支援センター等の関係機関に積極的に相談をしましょう。

相談窓口紹介

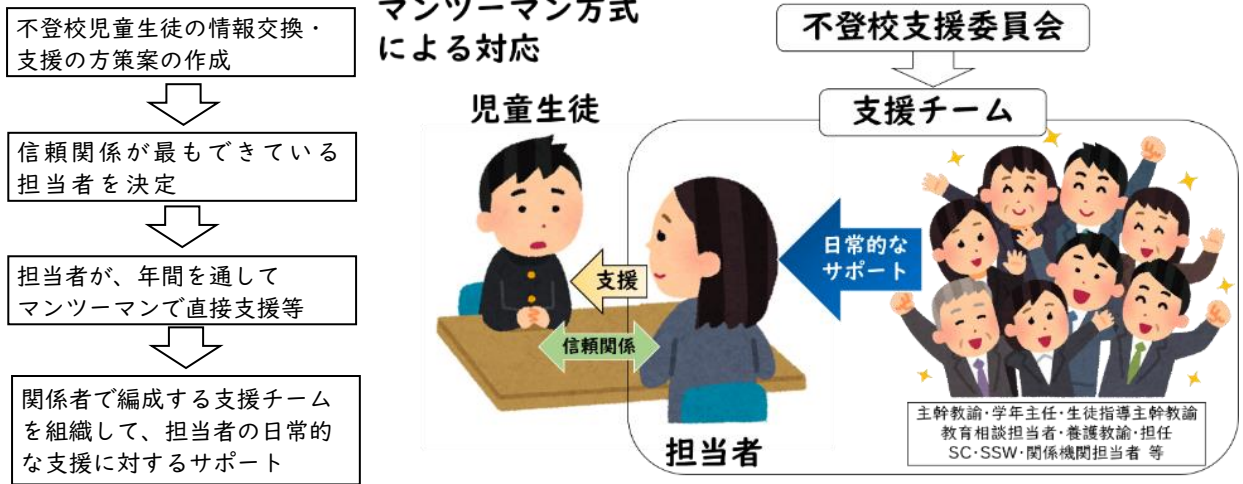
福岡県教育委員会 教育支援センター(適応指導教室) 福岡県教育委員会 教育支援センター(適応指導教室) 福岡県教育委員会 教育支援センター(適応指導教室)

「保護者のアクション3」は、ステージ1(未然防止のアクション)、ステージ2(早期発見・早期対応のアクション)、ステージ3(不登校になった場合のアクション)で構成されています。

- 24 -

③マンツーマン方式による対応

学級担任にこだわらず、不登校児童生徒（不登校兆候を示す児童生徒を含む。）と最も信頼関係ができてきている教師が担当者となって責任をもち、年間を通して支援していこうとするものです。このため、児童生徒の状態に応じたきめ細かで継続的な対応が期待できます。



一人の担当教師だけが全責任を負って不登校児童生徒に対応するわけではありません。学校の組織を生かしながら、支援チームを編成して担当者の日常的なサポートを行います。

支援計画（個票）については、「基本情報シート」と「学年別支援計画シート」を作成し、進級や進学した際には次の学年や学校に引き継ぎます。

右のシートは「学年別支援計画シート」の記入例です。支援計画だけでなく、毎週の支援の状況を記録し、きめ細かで継続的な支援に取り組みます。また、これまでの支援状況を参考にして、適切な支援が行えるようになります。

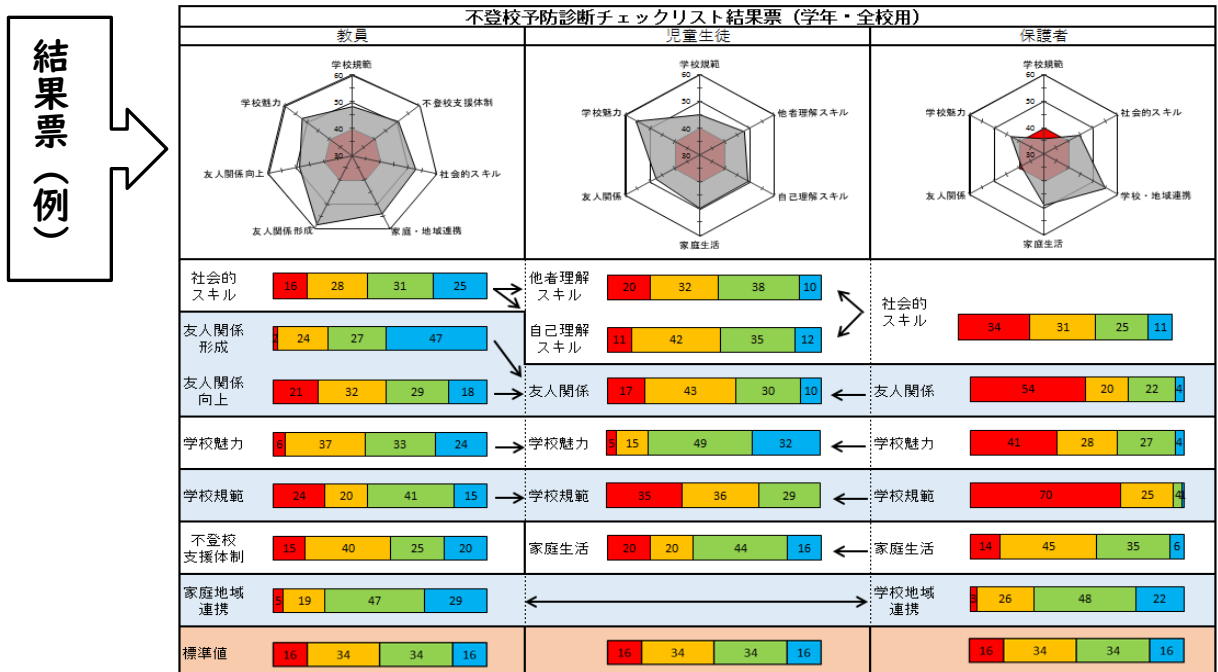
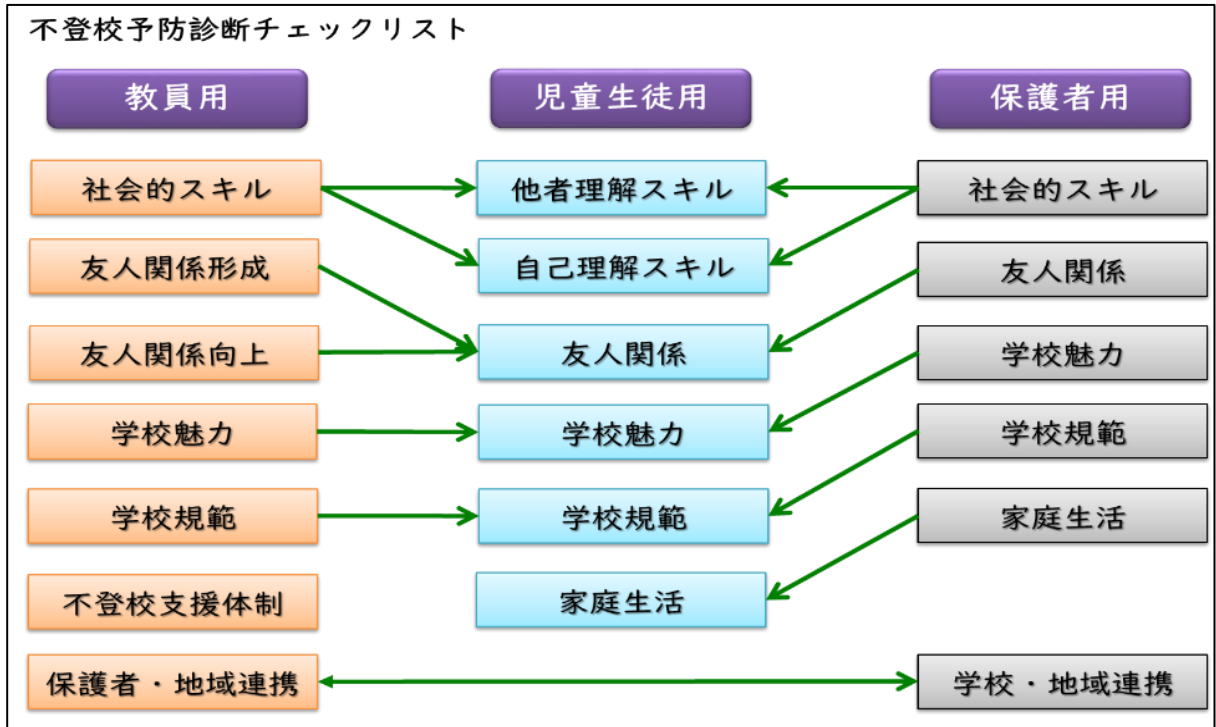
具体的な活用方法や関係機関との連携については、「不登校の未然防止・早期対応の5つの視点」リーフレットを作成しています。

(P28～32を参照)

不登校対応「マンツーマン方式」に係る支援計画（個票）【学年別支援計画シート】													
学校名	〇〇中学校		住所		〒		番		番		番		
学年	組	出席番号	児童生徒名		支援チーム		名前	担当	名前	担当	名前	担当	
男	第1学年	1組	1番	福岡 太郎	支援チーム		SC	SSW	養護教諭	支援員			
現在の欠席等の状況	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
欠席日数	4	5	10	15	-	-	-	-	-	-	-	-	70
指導要綱上の出席日数(日数)	0日	0日	0日	10日	-	-	-	-	-	-	-	-	34
支援計画	①教育相談センター(通称指導教室) ②教育委員会所属の機関(13課) ③児童相談所・福祉事務所 ④保健所、精神保健福祉センター ⑤病院、診療所 ⑥民間団体、民間施設 ⑦その他の機関等 ⑧IT等の活用												
児童生徒の状況	主たる要因		学校のきまり						下登校に 至った時期				R2年10月
本人の思い	①休み始めたときの本人の思い(本人の発言のまま記載) ②学校での友人関係や学習面の思い(進路の希望・)												
保護者の対応	①本人をどう見ているのか②学校を欠席することへの思いや努力の有無、③親としての養育能力 等												
目標(支援方針)	【不登校兆候を示した段階】						【不登校になった段階】						
SC、SSW等による動き	記録日		①SCによる面接等の結果、欠席の要因及び見立て②担任等へのフィードバック及び見立ての内容 ③SSWによる見立て及び支援計画の内容										
支援している関係機関等(連携の内容)	〇〇教育委員会 SSW 市町村教育支援センター 等												
支援の状況(各週の欠席日数・支援内容・状況)													
週	期	欠席日数	支援内容【児童生徒の状況、〇有効であった(●はなかった)手立て及び根拠】										状況
1	週	1	●担任が10月1日に家庭訪問、本人「会いたくない」と拒否										〃
2	週	3	●担任が10月1日に家庭訪問、本人「会いたくない」と拒否										〃
3	週	5	●担任が10月1日に家庭訪問、本人と会って話をする。										〃

④不登校予防診断チェックリスト

不登校の未然防止に係る項目を調査することで、不登校の兆候を早期に発見でき、早期支援の手がかりを得ることができます。さらに、学校や教員の取組等を振り返り、その充実につなげることができます。



学級を単位とした分析及び学年・全校を単位とした分析のどちらも実施することができ、児童生徒のみに調査を行うことや教員のみに調査を行うことも可能で、調査の目的や学校の状況に合わせて実施することができます。

⑤専門スタッフの配置（SC・SSW等）

県教育委員会では、県下の各小・中・義務教育学校への専門スタッフ配置を推進しています。専門スタッフはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、生徒指導支援スタッフがあり、高度な専門性を有するスタッフが教職員と協働して不登校児童生徒の支援に取り組んでいます。

○ スクールカウンセラー（スクールカウンセラースーパーバイザー）

令和2年度から、小学校・中学校・義務教育学校（指定都市を除く。）の全校に配置しています。中学校は年間35回、小学校は年間7回の勤務で、児童生徒及び保護者のカウンセリングや教職員への研修を行っています。



○ スクールソーシャルワーカー（スクールソーシャルワーカースーパーバイザー）

県費職員としての配置は、生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した9市町村に15名を配置しています。

また、スクールソーシャルワーカーの配置を支援するため、市町村が実施するスクールソーシャルワーカー配置事業に対して1/3補助を行っています。

令和2年度は県内58市町村のうち、55市町村にスクールソーシャルワーカーが配置されています。（指定都市を除く。）



○ 生徒指導支援スタッフ

生徒指導・教育相談体制強化推進市町村として指定した9市町村に、警察OBのスタッフを配置しています。警察と連携して、学校の支援に当たっています。



名 称	定 義	資 格 等
スクール カウンセラー	公認心理師等の資格を有し、心理臨床の専門家として、学校における教育相談機能の向上に努め、もって不登校やいじめ等の生徒指導上の諸課題の解決に資する。	公認心理師 臨床心理士またはそれに準ずる者、大学教授、精神科医等
スクール ソーシャルワーカー	社会福祉士及び精神保健福祉士等の資格を有し、福祉の専門家として、学校・家庭・地域の支援ネットワークを築き、子どもに影響を及ぼしている環境の改善に資する。	社会福祉士及び精神保健福祉士またはそれに準ずる者等

不登校の要因分析

【これまでの課題】

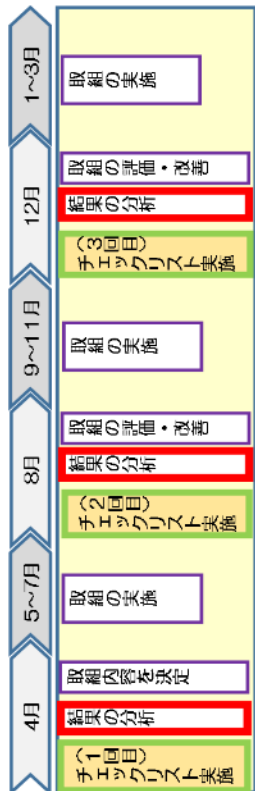
- ◆ 不登校の未然防止や個に応じた支援についての評価・改善が不十分であり、児童生徒の実態に応じた支援につなげられていない。

課題解決のための取組

不登校予防診断チェックリストの活用

- 「不登校予防診断チェックリスト」を活用し、不登校対応のPDCAサイクルを確立する。

取組の内容



このチェックリストは、みなさんの学校の状況に合わせて活用してください。
 ◎ 実施済みの項目は○、実施していない項目は△、実施予定の項目は◇、実施していない項目は×、実施予定ではない項目は○で表しています。
 ◎ 実施済みの項目は○、実施していない項目は△、実施予定の項目は◇、実施していない項目は×、実施予定ではない項目は○で表しています。

項目	実施状況
1. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
2. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
3. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
4. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
5. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
6. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
7. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
8. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
9. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
10. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
11. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
12. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
13. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
14. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○
15. 児童の生活状況(生活リズム)について、保護者や先生から聞き取りを行う。	○

【児童生徒用】

不登校予防診断チェックリスト
 (マージンシートによるデータ処理にも対応している)
 I 児童生徒用(質問数30,所要時間20~30分程度)
 II 教職員用(質問数35,所要時間15分程度)
 III 保護者用(質問数30,所要時間15分程度)
 ※学校の実態に合わせて、I~IIIを選択して実施する。

期待される成果

- 不登校の兆候を早期に発見でき、早期支援の手がかりを得ることができ。
- 教職員の取組のずれが修正され、児童生徒の実態に応じた共通実践となる。
- 教職員全員で取組の目的等が共有され、協働的な実践につながる。

ここがポイント

- 教職員の日頃の観察等と客観的なデータを活用した多面的な要因分析
- 要因分析を基に、未然防止等に関する取組内容を教職員全員で検討
- PDCAサイクルによる取組の評価・改善(年間3回)



⑥不登校の未然防止・早期対応の5つの視点(リーフレット)

不登校の未然防止、初期対応、社会的自立に向けた支援等、効果的な支援を行っている学校の取組を参考に、5つの視点からリーフレットを作成しています。

○ 不登校予防診断チェックリストの結果分析
 ※ チェックリストの結果は、偏差値得点で算出されます。
 ※ 学校・学年結果出力票では、偏差値得点40未満が赤色、40~49が橙色、50~59が緑色、60以上が青色で表示されます。
 ※ 児童生徒個別結果出力票では赤色で示された部分(数値が40未満)の項目については、早急な支援が必要です。

【分析1】児童生徒個別結果出力票

学年	組	出席番号	出席番号	自己理解スキル	他者理解スキル	友人関係	学校魅力	学校規範	家庭生活
1	1	1	2	50	44	39	35	50	50
1	1	1	2	44	43	50	35	46	45

【分析例】
 (出席番号1番)
 友人関係のつまづきから、学校への魅力が低くなっていく可能性がある。
 (出席番号2番)
 友人関係以外(学習面、きまり等)の不安等から学校への魅力が低くなっていく可能性がある。

【分析2】学校・学年結果出力票

① 学校規範が赤色(40未満)
 ② 教員と児童生徒ともに不十分と感じている。

【分析例】
 一般的には、赤が16%、橙が34%、緑が34%、青が16%の割合で分布。
 ① (リーダーチャート)…赤色の部分にある項目(数値が40未満)は注意が必要
 保護者の「学校規範」に関する対応が必要です。例えば、規範意識に関する講演会や授業をPTAと連携して実施する等が考えられます。
 ② (帯グラフ)…「標準値」と比べ、赤や橙の割合が多い項目は注意が必要
 教員、児童生徒とともに「学校規範」が不十分と感じています。特別活動や道徳科の授業等で規範意識の向上に関する内容を取り扱う等の取組が考えられます。

2 共通理解・共通実践を促す取組の工夫

【これまでの課題】

- ◆ 教職員の取組に対する共通理解が図られていないため、取組のずれが生じ、不登校児童生徒の減少・復帰に対する効果が現れにくい。

課題解決のための取組 II

取組を推進する体制の構築

- 不登校の未然防止・早期発見・早期対応の取組について、組織や会議を活用して、教職員の共通理解・共通実践を促す。

取組の内容

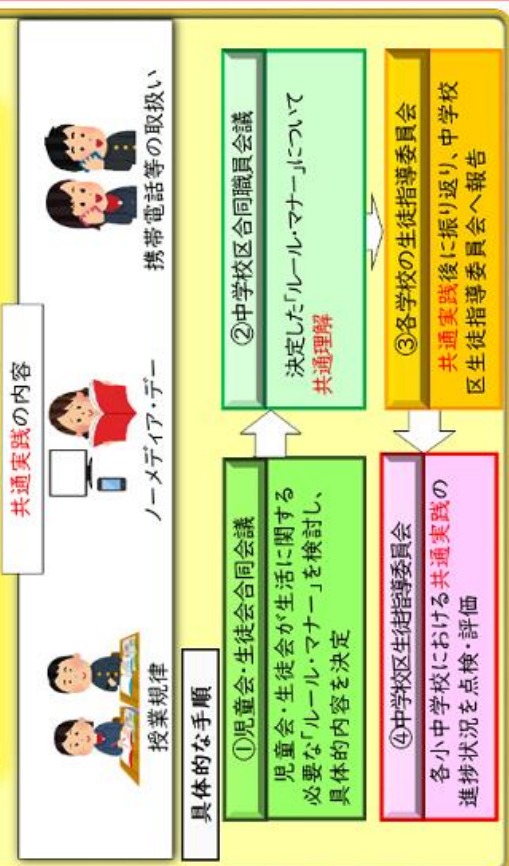


ここがポイント

「自校のアクション3」を作成する取組(例)



中学校区の「ルール・マナー」を統一する取組(例)



3 実効性のあるマンツーマン対応

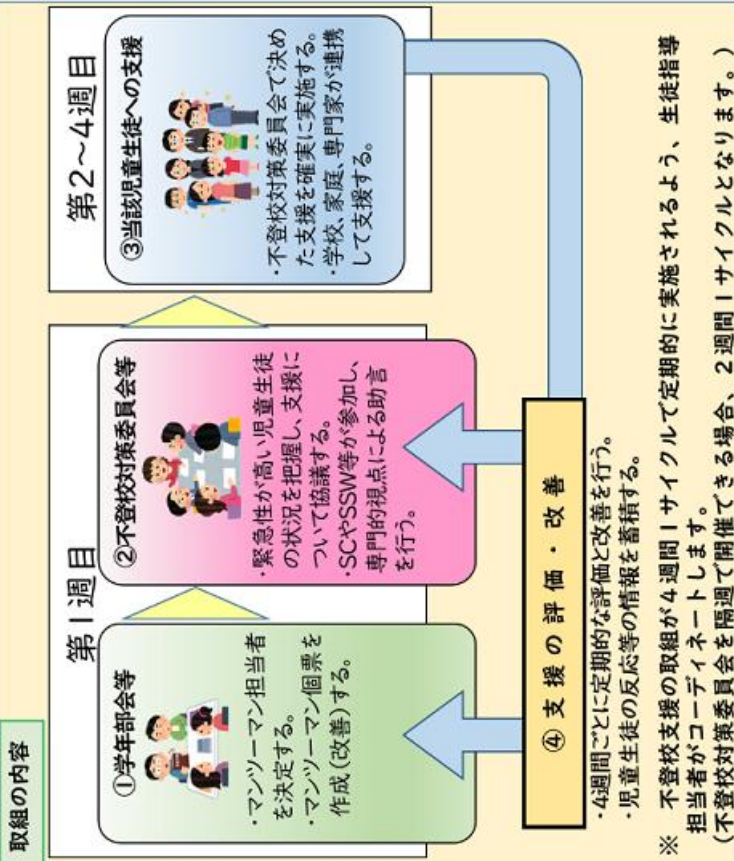
【これまでの課題】

- ◆ 不登校対策委員会が個々の児童生徒の状況確認に終始し、具体的支援策が協議できていない。
- ◆ 不登校児童生徒への支援内容について、評価・改善が十分に行われていない。

課題解決のための取組 III

マンツーマン個票を活用したPDCAサイクルの構築

- マンツーマン個票を基に、不登校児童生徒に関する情報を迅速に正確に共有する。
- 不登校に対する支援内容の検討及び評価・改善を定期的に行う。



期待される成果

- 抱え込み防止や負担軽減につながる。
- 専門的な視点が入ること。
- 当該児童生徒の情報共有すること、学校における日常的な支援を組織的に行うことができる。

ここがポイント

マンツーマン個票の作成について

- 個票は児童生徒が不登校兆候を示した段階で作成します。
- 対象児童生徒が、進級、進学した場合、次の学年や学校に確実に引き継ぎます。
- **目標(支援方針)**を明確にします。
- **役割分担(だれが、いつ、何を)**を明確にします。
- SC、SSWが不登校対策委員会等に参加できない場合、事前に助言を求めておきます。
→教職員の児童生徒理解の視点や児童生徒への支援の幅が広がります。

①の「学年部会(支援チーム会議)等」について

- 不登校児童生徒(兆候を含む)への具体的な支援計画を作成し、マンツーマン個票にまとめます。
- 専門的な助言を必要とする等、特に気になる児童生徒を明確にしておきます。
- 4週間で行った支援の評価・改善は学年部会(支援チーム会議)で行います。



②の「不登校対策委員会等」について

- 生徒指導担当者が不登校対策委員会の内容や時間配分を明確にしておきます。
- ※ 協議する学年を週ごとに設定し、協議時間を確保する等工夫し、情報交換のみで終わらないようにします。
- SC、SSW等の専門的視点、特別支援教育の視点等、様々な視点から支援を検討します。
- ※ 可能な限りマンツーマン担当者も参加し、次の手立てを考えます。
- 各学年の参加者が、不登校対策委員会の内容を各学年の教職員に**確実に**フィードバックし、組織で対応します。



④の「支援の評価・改善」について

- 支援の評価や改善したこと等についての情報を蓄積することで、他の児童生徒への支援に活かすことができます。
- 支援を計画的に継続しても、状態が改善されない場合や学校のみでの対応が困難な場合は、外部の関係機関等と連携した支援を検討しましょう。

4 専門スタッフを活用した関係機関との連携

【これまでの課題】

- ◆ SCやSSWの専門性が十分に生かされず、適切な関係機関との連携ができていないため、各関係機関の支援内容に関する理解が不十分であり、連携して継続した支援が行えていない。

課題解決のための取組 IV

適切な関係機関と連携するための専門スタッフの活用

- 専門スタッフを活用したケース会議を位置付け、児童生徒の実態に応じた関係機関等につなげる。

取組の内容

SC・SSWを活用したケース会議

- SC・SSWによるアセスメント(見立て)
 - ・アセスメントから支援方針を決定し、支援計画を作成する。
 - ・外部機関を選定し、連携を図る。
- 地域のひと・もの・ことを活用
 - ・支援者、支援施設、支援制度等を活用する。

医療機関との連携

- 医療機関と学校のケース会議
 - ・学校、家庭、病院の各担当者が参加する。
- 治療に合わせた学校の支援
 - ・医師からの指導を基に、学校での支援体制をつくる。

教育支援センター等との連携

- 教育支援センター等との定例会議
 - ・活動状況を共有する。
 - ・社会的自立に向けた支援計画を作成する。
- 教職員ローテーション訪問
 - ・週1回各学年教職員が担当して訪問する。
 - ・子どもが希望する教職員と面談を行う。

福祉部局との連携

- 貧困家庭の状況を共有
 - ・教職員、SSW、福祉部局で連絡会議を行う。(要保護児童対策協議会を活用)
- 就労支援を含めた環境改善
 - ・SSWと福祉部局が保護者の生活環境について協議を行い就労を支援する。

期待される成果

- 不登校の要因に合わせた適切な支援につなぐことができる。
- 連携すべき関係機関を決めることで、支援方針が明確になる。
- 関係機関と連携することで、個に応じた支援を継続して実施できる。

ここがポイント

- SC・SSWと協力した利用可能な社会資源のリストアップ
- SC・SSWによるアセスメントを参考に検討
- 保護者への丁寧な説明(専門スタッフからの説明を含む)

※社会資源とは、問題解決のために活用される各種の制度・施設・期間・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術等の総称

適切な関係機関と連携した支援

特別な支援が必要な子ども

貧困など家庭環境に課題を抱える子ども

心のケアが必要な子ども

専門スタッフを活用したケース会議

特別支援教育コーディネーター
学級担任
スクールカウンセラー

- ・SCによるアセスメント
- ・保護者の理解や状況
- ・指導の経過
- 等

生徒指導主事
学級担任・養護教諭
スクールソーシャルワーカー

- ・家庭環境に関する状況
- ・利用できる社会資源
- ・保護者の状況
- 等

生徒指導主事
学級担任・養護教諭
スクールカウンセラー

- ・抱える悩みの内容
- ・学校での様子
- ・保護者の理解
- ・校内での相談体制
- 等

医療機関との連携

- ・学校での対応策について協議
- ・家庭、学校、病状が連携した治療計画

福祉部局との連携

- ・生活環境についての協議
- ・民生委員等と連携した見守り支援

医療機関との連携

- ・学校での対応策について協議
- ・学校での継続カウンセリング

放課後等デイサービス等 民間施設との連携

- ・学校と民間施設での情報共有
- ・子どもの居場所づくりと保護者支援

児童相談所 児童相談所・警察との連携

- ・虐待の通告、通報
- ・家庭環境の改善

教育支援センターとの連携 (通達指導教室・フリースクール等)

- ・学校職員との訪問支援
- ・学習や支援の計画に係る連絡会議

5 「分かる」「できる」喜びのある授業づくり

- 【これまでの課題】
- ◆ 学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が、小・中学校の通常の学級に約6.5%存在していることが報告されている(文部科学省 H24)。このような困難を示す児童生徒の中には、授業づくりへの配慮が不足しているため、授業に集中できず、学業不振等に陥り不登校となるケースがある。

課題解決のための取組 V

ユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくりの推進

- ユニバーサルデザインの視点を生かした授業とは、各教科等の教育と特別支援教育で培ってきた有効な方略の双方を授業設計の段階から取り入れた授業のことであり、全ての児童生徒の学習活動への参加と、学習内容の理解が促進される。

※ 新学習指導要領(H29告示)では、小・中学校の各教科等の解説に、「障害のある児童(生徒)などへの指導内容、指導方法の工夫」として、各教科等における配慮事項が具体的に示されています。

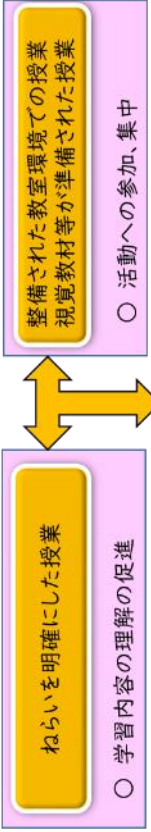
取組の内容	各教科等の教育	特別支援教育
ユニバーサルデザインの視点		
シンプル	本時のねらいや発問を絞る	余計な刺激を取り除く
クリア	授業展開の道筋を明らかにする	活動の内容や手順など見通しをもたせる
ビジュアル	視覚情報や具体物を活用する	
シェア	少人数で話し合う場を設定する	

期待される成果

- 全ての児童生徒が「分かる」「できる」喜びを味わうことで、教室が達成感・充実感を得られる場所となり、過ごしやすい、学びやすさが向上する。
- 中学校区の取組とすることで、中学校校進学時の戸惑い(中1ギャップ)が軽減される。

ここがポイント

考え方



さらに、以下の3つの側面全てにユニバーサルデザインの視点を取り入れることで、活動への参加と学習内容の理解が促進されます。

- 各教科等の内容を踏まえた授業構想
- 教室環境、学習規律、関係づくり等の授業基盤
- 発問、指示、板書、ノート指導等の授業運営

具体例

	授業構想	授業基盤	授業運営
シンプル	学習指導要領の内容を踏まえた、本時のめあての焦点化	身の回りの物音や声等を減らすための配慮	発問の精選やカード化
クリア	児童生徒の思考過程を踏まえた指導過程の構築	実態に応じた座席配置	タイマーの使用等による活動時間の見直し
ビジュアル	言語情報を絵や写真、動作などに置き換える必要のある場面の想定	学び方等の掲示と活用	ICTの活用、絵図やカード、具体物等の準備
シェア	ペアやグループによる話し合いの場の設定	児童生徒の間関係づくり	話し合いのポイントや手順及び話し合いの内容を可視化するミニホワイトボード等の準備

焦点化された本時のめあての設定

本時の「めあて」を焦点化するためには、指導内容に基づき「めあて」を可能な限り具体化(何を、どのように、どうするのかを明記)することが重要です。

漠然としためあて例	焦点化されためあて例
酸化銀を加熱すると、どのような物質ができるかを、酸化銀を加熱し、加熱前後の物質の性質のちがいを調べて調べ、説明しよう。	酸化銀を加熱すると、どのような物質ができるかを、酸化銀を加熱し、加熱前後の物質の性質のちがいを調べて調べ、説明しよう。

「通常の学級におけるユニバーサルデザインの視点を生かした授業づくり」(福岡県教育センター 平成27年)等を参考に作成

5. 基本指針に掲げられた施策と福岡県の施策の対応関係

Ⅱ—3「教育機会確保法等を踏まえた福岡県教育委員会としての責務」に記載の、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」(文部科学省)に掲げられた施策と福岡県における不登校児童生徒支援に関する施策の対応関係を下表に整理しています。

基本指針	福岡県の施策
<p>(1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり</p> <p>① 魅力あるより良い学校づくり</p> <p>② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり</p> <p>③ 児童生徒の学習状況等にに応じた指導・配慮の実施</p> <p>(2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進</p> <p>① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進</p> <p>(ア) 状況の把握</p> <p>(イ) 組織的・計画的な支援</p> <p>(ウ) 登校時における支援</p> <p>② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保</p> <p>(ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等</p> <p>(イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援</p> <p>(ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援</p> <p>(エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援</p> <p>(オ) 経済的支援</p> <p>(カ) 情報提供</p> <p>③ 不登校等に関する教育相談体制の充実</p>	<p>(1)</p> <p>①・ 生徒指導を生かした授業づくり</p> <p>・ 絆づくりと居場所づくり</p> <p>・ 豊かな人間関係の醸成</p> <p>・ FF(ファクトファインディング)調査の活用(不登校の要因分析「リーフレット1」)</p> <p>②・ 福岡アクション3の推進(共通理解・共通実践を促す取組の工夫「リーフレット2」)</p> <p>・ SC・SSWの活用(専門スタッフを活用した関係機関との連携「リーフレット4」)</p> <p>③・ 学習指導要領に則った個別最適な学び(「分かる」「できる」喜びのある授業づくり「リーフレット5」)</p> <p>(2)</p> <p>①・ 不登校対応「マンツーマン方式」の実施(実効性のあるマンツーマン対応「リーフレット3」)</p> <p>・ 校内適応指導教室等における支援</p> <p>②・ 不登校児童生徒支援会議の設置</p> <p>(ア)(イ) 「教育支援センター等を中核とした支援体制の構築に向けて」の作成</p> <p>(ウ)(エ) ICTを活用した個別支援の充実</p> <p>(オ) フリースクールに対する助成(私学振興課)</p> <p>(カ) 不登校児童生徒支援リーフレット「多様で適切な教育機会の確保による社会的な自立を目指して」の配布</p> <p>③・ SNS相談窓口「福岡県児童生徒の悩み相談窓口」</p> <p>・ 電話相談事業「子どもホットライン24」</p>

6. 不登校支援に関する施策のフォローアップについて

不登校児童生徒に対する支援に関する施策の評価においては、これまでは、「児童生徒1,000人当たりの不登校児童生徒数」や「不登校から継続して登校できるようになった児童生徒の割合」などを指標としてきました。

Ⅱ-4「支援の視点と学校教育の意義・役割」でも示したように、学校内外での相談・指導等を受けていない不登校児童生徒に対する教育の機会を確保するための方策を充実させることが必要とされています。今後は新たな指標として「相談・指導等を受けていない児童生徒の割合」に着目して、施策について評価していきます。

この『福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン（第1版）』は、令和3年12月時点における状況や、「福岡県不登校児童生徒支援会議」における議論を可能な限り反映して作成していますが、不登校支援に関する状況や学校を取り巻く環境は今後も大きく変化していくことが予想されます。

今後は、不登校支援に関する施策の評価や「福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン」の具体的取組等の実施状況について検討を継続し、福岡県における不登校児童生徒への支援の更なる充実が図られるよう、今後もグランドデザインの見直しを実施していきます。



ふくおか教育月間イメージキャラクター「ミライル」
これからの社会をはばたく子どもたちの「翼」をイメージした妖精です

福岡県不登校児童生徒支援グランドデザイン

令和3年12月発行 福岡県教育委員会

〒812-8575

福岡市博多区東公園7番7号

義務教育課 (092) 643-3911